

平成31年度 練馬区立南が丘中学校経営計画

平成31年4月1日

校長 北見 朱美

1 目指す教育

【教育目標】

人権尊重の精神を尊び、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい人間を育てる。

(知) 進んで学び、深く考え、積極的に行動する人

(徳) 思いやりの心を持ち、互いに協力する人

(体) 心身ともに健康で創造力のある人

【めざす生徒像・学校像・教員像】

生徒像 「自分で考え行動し、実践に責任をもてる生徒」

学校像 「ものごとの道理と真価を追究し、人としての徳を育てる学校」

教員像 「教育公務員としての自覚を持ち、絶えず研修・研鑽に努める教職員

2 【中・長期的な目標・方策】

- 人権意識を高め、生命を尊重する教育実践を推進する。
- 新学習指導要領の趣旨をふまえ、授業改善を推進し、学力の向上を図る。
- 「確かな学力・生き抜く力」を育成するために、教員の「授業力の向上」を推進する。
- 教育相談活動の充実により、豊かな心を育て、より良い人間関係作りを行う。
- 学校行事等を通して、達成感・成就感を享受することで自己肯定感を高め、心とからだを鍛える。
- 特別支援教育の充実のために、通常学級・固定学級との交流・共同学習を実施する。
- 小中一貫教育による「つなぐ・そろえる・つらぬく」9年間義務教育を構築する。
- 学校を開き、保護者・地域から「信頼され・期待される学校」をめざした学校運営を行う。

3 平成31年度の達成目標と具体的方策

(1) 言語活動の充実を通して確かな学力の定着と向上を図る

- ①一単位時間における学習のねらいを明確にし、学習状況の達成状況を確実に評価する。
生徒の授業の振り返り・省察を評価に取り入れる (授業満足度 85%)
- ②言語活動を通して課題解決能力を高め、思考力・判断力・表現力の向上を図る。
発表・報告・コンテスト活動等を活用し、全教科においてパフォーマンス力を高める。
- ③保護者と協力し学年で設定した家庭学習の習慣を定着させる。(家庭学習の定着率 80%)
長期休業期間の家庭学習習慣定着のための取組を行う
家庭学習定着を計るための確認テストを年3回実施する。(4・9・1月)
※認定基準 家庭学習取組が80%かつ確認テスト8割以上を
- ④朝の学習活動時間を一層充実させ、ビジョントレーニングを活用して生徒の自己肯定感を高める授業を進める。学校図書館の活用を各教科で図り、読書の活性化につなげていく。

(2) 豊かな心を育て、互いを尊重し合い高め合う人間関係をつくる

①全ての生徒が、時と場所と場合に応じて笑顔で挨拶が出来るようにする。

(あじみこし運動の深化)

②言語環境を整え適切な言葉遣いで話し合い活動ができるようにする。

③生徒一人一人が自他のよさを認め、自己有用感を高めるとともに、互いに協力する態度を育てる。

(学校行事：体育・文化・芸術活動)

④全生徒にいじめの実態調査を年間3回実施しいじめの未然防止に努めるとともに、トーキングタイム・SC全員面接を活用し早期発見・早期解決を図る。(道徳の授業・特別活動の充実)

⑤学校施設が教育活動にふさわしい場となるように清掃活動に力を入れる。特に教室の整理整頓に重点を置いて取り組む。

(3) 体力向上のための計画的な取組みによる健やかな心と体づくり

①体育科の授業において体力向上及び運動能力向上に向け、意図的・計画的に学習を進めるとともに、十分な運動量を確保できるような授業改善に取り組む。

②一人一人が目標をもちそれに向かって体を鍛え、体力及び運動能力の向上を実感できる取組の充実を図る。(表現力パフォーマンス・空手演武・オリンピック・パラリンピック推進教育)

③給食指導を通じて食育を推進するとともに、各教科での学習、講話により保護者の協力のもとに食に関する関心を高め、児童の健康づくりを推進する。心身の調和ある発達を図る健康教育を進める。食育を推進する。(お弁当の日)

④安全を最優先し、危機管理体制を高める。(様々な設定での訓練による防災対応、不審者対応、食物アレルギー対応)

⑤生徒の安全意識の向上、安全・安心な学校づくりのため、セーフティ教室、情報モラル講習会、薬物乱用防止教室等の内容充実を図る。

(4) 特別支援教育の推進と充実を図る

①E組との交流・共同学習を実践し、ノーマライゼーションを進める。

②生徒の個性に応じた合理的な配慮を行い、日常的に特別支援教育を推進する。

③適応推進委員会の機能を高め、不登校の解消に積極的に取り組む。

④SC、SSW等の連携を強化し、UD授業を導入することで通常学級における特別支援教育の充実を図る。

(5) 小中一貫教育の推進(研究・研修)

①校区内の小学校と緊密に連携し、計画的な児童・生徒間の交流を通して相互理解を深める。

②区の小中一貫教育研究実践校として南が丘小学校、南田中小学校とともに研究を進め、交流活動や学びの連続性を通じて生徒を育成する。

(6) 地域に開かれた学校づくりの推進

- ①学校評議委員会を中核として地域との連携を広げる。学校関係者評価を行い、結果に基づいて計画的に学校改善を行う。
- ②保護者会、学校公開日（行事・土曜授業等）に参加しやすくなるよう工夫し、日頃から保護者との連携を心掛け、相互理解を深める。
- ③学校だより等の各種たよりやホームページ等の広報活動を積極的に行い、保護者・地域への説明責任を果たすとともに、信頼される学校づくりを推進する。
- ④開校40周年記念事業を活用し、生徒の愛校心を一層高めるとともに地域の方々との連携が図れる参画活動を積極的に導入する。

(7) 学校運営

- ①教職員は自己の人権感覚を磨き、教育公務員としての自覚をもち職務を遂行する。（サービスの厳正、信用失墜行為の禁止、教育課程の適切な実施、守秘義務、争議行為の禁止）。校務の確実な承継を図り資質を高めるための研修としてOJTに取り組む。
- ②保護者をはじめとする関係者に対しては、常に誠実で丁寧な対応を心がける。事故発生の際には迅速かつ確かな対応を行う。（丁寧な電話等の対応、医療機関との連携、保護者への迅速な連絡、適切な引継ぎ、校長、副校長、各主任、養護教諭への確実な連絡と記録・整理）。
- ③生徒の個人情報を適切に管理する。
- ④分掌や学年分掌においては、常に課題意識をもちながら校務を遂行していく。主幹教諭、主任教諭は適切な進行管理を行う。
- ⑤年度末には教職員、保護者、生徒による学校評価を一体となって進め、改善点を明確にする。

4 いじめ・体罰への組織的な対応

(1) いじめ根絶に向けての指導の徹底

- ①「いじめ防止基本方針」に基づき、定期的な調査による実態の把握と、日頃の学級での見守り、対応を確実にを行う。
- ②生徒の情報交換を確実にを行い、全教職員で情報を共有する。いじめの早期発見に努め、いじめを認知したときは「いじめ防止基本方針」に基づき、直ちに本人、家庭と連携し、適切な対応をとる。状況に応じて関係諸機関と連携を図り、組織的にいじめ問題を早期に解決する。
- ③トーキングタイムや面談週間、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員などを活用した教育相談活動を通して、変化を捉え、心のケアを行う。
- ④適応推進委員会を中心にいじめ予防、いじめ対応の教職員の指導力の向上を図る。

(2) 体罰根絶に向けての指導の徹底

- ①人権尊重の精神に基づき、教員一人一人がきめ細やかな生徒理解に徹する。
- ②生徒指導にあたっては、生徒の心理的受容に努めるとともに客観的な事実の指導は、組織体制のもとに迅速かつ丁寧な対応を行う。